

歳入項目の説明

国民健康保険税	加入者が納める保険税（新税率で計算）
使用料及び手数料	納税証明書等の発行手数料
国庫支出金	大規模災害やマイナ保険証移行経費などの補助金
県支出金	主に保険給付費に充てる交付金
繰入金	（法定内繰入金・・・総務省から基準が示されている） 低所得世帯に対する保険税軽減相当額 低所得者数に応じた財政支援分 未就学児均等割軽減相当額 産前産後保険税軽減相当額 出産一時金地方措置分 国保事業を遂行する際に必要な事務費など （その他繰入金） 決算補填目的の繰入金
繰越金、諸収入	前年度からの繰越金、延滞金等

歳出項目の説明

総務費	国保事業を遂行するために必要な事務費 資格確認書、資格情報のお知らせの作成等に要する経費、納税通知書・納付書等の作成等に要する経費、各種電算処理費、給付事務に要する経費、千葉県国保連合会負担金 など
保険給付費	医療機関等に支払う療養の給付費、出産育児一時金、葬祭費等
国民健康保険事業費納付金	交付金の財源の一部として県に支払う納付金
保健事業費	特定健診等の事業費
諸支出費	保険税の還付金等
予備費	不測の事態に備える費用